

第六号様式（第十一条第二項）

屋外広告物等変更（改造）許可書

千葉県指令第 号

住 所

氏 名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所
所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

年 月 日付で申請のあつた屋外広告物等を変更（改造）することは、千葉県屋外広告物条例第10条第1項の規定により許可する。ただし、次の条件をつける。

年 月 日

千葉県知事

印

許可条件

1 許可の有効期間

年 月 日から

年 月 日まで

2 広告物等の変更（改造）の内容は、申請書記載のとおりとする。

3 許可の有効期間満了後許可を更新しない広告物等は、直ちに撤去すること。

4 広告物等に許可証をちょう付すること。